

委員会運営内規細則

施行 平成5年6月25日

改正 平成9年1月31日

改正 平成17年6月24日

改正 平成17年10月19日

(目的)

第1条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、委員会運営内規第2条に掲げる各委員会のうち、下記委員会の業務について定める。

(総務委員会の業務)

第2条 総務委員会は、学会の事業のうち次の事業を行なう。

- (1) 定款ならびに内規に関する事項
- (2) 評議員の推薦に関する事項
- (3) 他委員会の所管に属さない学会事業遂行に必要な事業の企画、立案
- (4) その他、前各号に付帯する事業

(財政委員会の業務)

第3条 財政委員会は、学会の事業のうち次の業務を行なう。

- (1) 財政に関する事項
- (2) その他、前号の事業に付帯する事業

(編集委員会の業務)

第4条 編集委員会は、学会の事業のうち次の事業を行なう。

- (1) 機関誌ならびに定款第5条の事業に係る調査研究に必要な印刷物の刊行
- (2) その他、前号の事業に付帯する事業

(学術委員会の業務)

第5条 学術委員会は、学会の事業のうち次の事業を行なう。

- (1) 本学会の学術調査研究に関する基本的あり方

と将来展望に関する提言

- (2) 農村における保健・医療・福祉に関する調査研究の企画と提言
- (3) 委託研究事業に関する助言ならびに評価
- (4) 農村住民の健康教育企画ならびに保健福祉に係わる職種の生涯研修企画
- (5) 農村医学に関する学際的協力ならびに関係学会との連絡
- (6) その他、前各号の事業に付帯する事業

(国際交流委員会の業務)

第6条 国際交流委員会は、学会の事業のうち次の事業を行なう。

- (1) 海外関係学会との連絡および協力
- (2) その他、前号の事業に付帯する事業

(倫理委員会の業務)

第7条 倫理委員会は、学会の事業のうち次の事業を行なう。

- (1) 本学会における業務の倫理に関する問題を審査する
 - (2) その他、前号の事業に付帯する事業
- 2 本委員会の業務については、別に日本農村医学会倫理委員会規則を定めて補足する

(改 廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の議を経てこれを行なう。

付 則

1. この変更細則は、平成17年10月19日から施行する。